

「やまがた狩猟フェスタ（仮称）」企画運営等業務委託基本仕様書

1 業務の名称

「やまがた狩猟フェスタ（仮称）」企画運営等業務

2 業務の目的

野生鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が深刻化する一方で、捕獲活動を担う狩猟免許所持者の減少や高齢化が懸念されているため、新たな担い手の確保が課題となっている。

そのため、10代から40代までを中心とした県民を対象に狩猟の意義や野生鳥獣問題を効果的に発信するイベントを開催することで、狩猟免許の新規取得者の増加、野生鳥獣問題に対する県民の理解促進を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務内容

本業務の内容は、以下の業務及びこれらに付随する業務とする。

（1）業務の概要

ア 本業務は次の2要素によるものとする。

- ① 「やまがた狩猟フェスタ（仮称）」の企画運営
- ② ①への参加を促す効果的な周知啓発及び①実施後の継続した普及啓発に資する広報コンテンツの作成

（2）業務の詳細

ア ターゲット層

- ・県内在住者
- ・主に10代～40代

イ 実施時期

令和6年10月から令和7年2月までの土日祝日のうち1回以上開催することとする。ただし、令和6年12月28日（土）から令和7年1月5日（日）を除く。また、委託者と協議のうえ、開催効果を高める等の理由により他の時期に開催することができる。

ウ 実施場所

集客力のある複合商業施設やイベント各種が実施される会場等（「4 業務内容」に記載された内容を実施するのに適した山形県内の会場を提案すること）。

なお、会場使用料も委託料に含めるものとする。

エ 実施内容

イベントの内容については、次に掲げる条件を全て満たすものとし、事業効果を高める内容があれば、適宜、独自提案を行うこと。

○体験等を通じて免許取得の意識醸成に資する企画

- ・ハンティングシミュレーション等による狩猟の模擬体験や技術指導等を通して、狩猟の魅力を伝えること。

- ・狩猟免許取得に係る相談窓口を設置すること。
- ・来場者が狩猟を具体的に理解できるように猟具等の展示を行うこと。

○狩猟や野生鳥獣問題等の認知度向上を目的とした普及啓発の企画

※出演者は県と協議の上決定するとともに、出演者との連絡調整は受託者が行い、出演料は委託料に含めること。

- ・狩猟や野生鳥獣問題等に関するシンポジウムやフォーラム形式等の会議を開催し、普及啓発を行うこと。
- ・会議ではパネルディスカッション等により、若手狩猟者等による普及啓発を行うこと。
- ・普及啓発用パネルの展示や映像の放映等を行うこと。

○広報宣伝、情報発信

- ・各種媒体（開催告知ポスター、SNS、マスメディア等）を活用し、県内に広くイベント開催の告知等の情報発信を行うこと。
- ・イベント当日の様子や参加者の声等をまとめた広報誌・リーフレットの作成やアーカイブ放送のための映像等、イベント実施後も狩猟に係る継続した普及啓発に資する広報コンテンツを作成すること。

オ 各種手続き

- ・事業実施に伴い必要となる各関係機関（保健所等）への許可申請・届出の手続きを行うこと。
- ・開催期間中、不測の事態が発生した場合等を想定して、保険等に加入すること。

カ イベント当日の動員

- ・運営に必要なスタッフを適切に配置すること。
- ・必要に応じて、警備や緊急対応のため、スタッフを配置（常駐）すること。

キ 会場案内看板・の設置、撤収

- ・会場施設入口などに適宜案内看板（会場出展ブースマップ）を制作し設置すること。

ク 作成した広報物のデザイン等

- ・デザインやレイアウトは、県と協議の上決定すること。

ケ 参加者へのアンケートの実施

- ・本イベントの参加者を対象にアンケートを実施し、その集計結果を県へ報告すること。ただし、アンケート様式は、県と協議のうえ決定するものとする。

コ その他の業務

- ・本仕様書の記載事項に限らず、円滑な事業運営に有効と思われる場合は提案すること。
- ・参加する事業者や団体等がスムーズに進められるよう必要なサポートを行うこと。

6 成果品及び業務完了報告書の提出

業務完了時は以下のものを提出すること。

(1) 成果品

- ア イベント実施報告書（当日の記録やアンケート取りまとめ結果等）
- イ 「4 業務内容」（1）②に記載する広報コンテンツ

(2) 業務完了報告書及び添付書類

ア 業務完了報告書

イ イベント当日の様子が分かる写真等（J P E Gデータ）

ウ その他県が必要と認める書類

7 留意事項

- (1) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 本業務を実施するにあたり、事故や運営上の問題等が発生した場合は、速やかに県に報告すること。
- (4) 本業務により知りえた個人情報について、漏洩えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度県と受託者が協議により決定すること。